

改正

平成12年 3 月29日いわき市条例第46号

平成13年 1 月 5 日いわき市条例第10号

平成15年12月26日いわき市条例第64号

平成17年 6 月30日いわき市条例第46号

平成18年 3 月30日いわき市条例第14号

平成25年12月26日いわき市条例第52号

平成27年 3 月25日いわき市条例第34号

平成28年 8 月12日いわき市条例第56号

平成29年12月28日いわき市条例第69号

平成30年12月27日いわき市条例第73号

平成31年 3 月29日いわき市条例第44号

令和 2 年12月24日いわき市条例第72号

いわき市健康・福祉プラザ条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条―第 8 条）

第 2 章 温泉利用型健康増進施設及び宿泊研修施設（第 9 条―第12条）

第 3 章 デイサービスセンター（第13条―第15条）

第 4 章 指定管理者の指定の手続等（第16条―第22条）

第 5 章 雑則（第23条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 1 項及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第 2 項の規定に基づき、健康・福祉増進施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 市民の健康を増進し、高齢者及び障害者並びにこれらの養護者の居宅生活支援のための便宜

を総合的に供与し、地域福祉の推進に資するため、次のとおり健康・福祉増進施設を設置する。

名称	種類	位置
いわき市健康・福祉プラザ	温泉利用型健康増進施設	いわき市常磐湯本町上浅貝22番地の1
	宿泊研修施設	
	デイサービスセンター	

(休館日)

第3条 いわき市健康・福祉プラザ（以下「プラザ」という。）の休館日は、別表第1のとおりとする。

2 指定管理者（第16条第1項に規定する指定管理者をいう。以下第15条までにおいて同じ。）は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、臨時に休館し、又は開館することができる。

(供用時間)

第4条 プラザの供用時間は、別表第2のとおりとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前項の供用時間を臨時に変更することができる。

(使用の許可)

第5条 プラザを使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 指定管理者は、プラザを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その使用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、管理上支障があるとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、第5条第1項の規定によりプラザの使用を許可した場合において、当該許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、又は公益上やむを得ない理由が生じたときは、その使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第5条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(損害賠償等)

第8条 プラザの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、市長の指示するところに従い、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

第2章 温泉利用型健康増進施設及び宿泊研修施設

(事業)

第9条 温泉利用型健康増進施設及び宿泊研修施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康の増進に関し、相談に応じ、必要な指導を行うこと。
- (2) 休養その他心身の健康を保持するための便宜を供与する事業
- (3) 健康、福祉等の知識の普及活動を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、温泉利用型健康増進施設及び宿泊研修施設の設置の目的に必要なと認められる事業

(使用料)

第10条 温泉利用型健康増進施設及び宿泊研修施設の利用者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を納付しなければならない。

- (1) 温泉利用型健康増進施設及び宿泊研修施設の宿泊室 別表第3に定める額を限度として市長が規則で定める額
- (2) 宿泊研修施設（宿泊室を除く。） 別表第4に定める額

2 市長は、温泉利用型健康増進施設の使用について、1回当たりの金額が前項第1号の規定による1人1日当たりの使用料の額を限度として市長が規則で定める額の回数券を発行することができる。この場合において、当該回数券の購入については、その購入の際に当該回数分の使用料の額に相当する額の納付があったものとみなす。

(使用料の減免)

第11条 市長は、公益上必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(使用料の不返還)

第12条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長は、災害その他使用者の責めに帰することがで

きない理由により当該使用料に係る施設又は設備等を使用することができなくなった場合において、必要と認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

第3章 デイサービスセンター

(使用者の範囲)

第13条 デイサービスセンターを使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有する65歳以上の者で、身体上又は精神上の障害があるため日常生活を営むのに支障があるもの
- (2) 前号に掲げる者に準ずる者として市長が適当と認める者
- (3) 前2号に掲げる者の養護者

(事業)

第14条 デイサービスセンターは、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の便宜を供与する事業を行う。

(利用料金)

第15条 デイサービスセンターの利用者は、通所介護事業（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護に係る居宅サービス事業をいう。次項第1号において同じ。）及び第1号通所事業（同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業であつて、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6第1号イに規定する基準によるものをいう。次項第2号において同じ。）に要した費用（以下この条において「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額を限度として、市長の承認を受けて、指定管理者が定めるものとする。

- (1) 通所介護事業 介護保険法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
- (2) 第1号通所事業 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額

3 指定管理者は、利用料金を自らの収入として収受することができる。

第4章 指定管理者の指定の手續等

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、プラザの管理を行わせるものとする。

2 指定管理者が行うプラザの管理に関する業務は、次のとおりとする。

- (1) 第9条各号及び第14条に規定する事業の実施
 - (2) プラザの施設、設備、備品等の維持管理
 - (3) この条例の規定により指定管理者が行うこととされている業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- (指定の申請)

第17条 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に、事業計画書その他市長が規則で定める書類を添えて、市長が定める期日までに市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第18条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切にプラザの管理を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、プラザの効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができるものであること。
- (2) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していると認められること。
- (3) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な施設運営ができること。

2 市長は、前項の規定による指定をするときは、効率的な管理運営を考慮し、指定の期間を定めるものとする。

(指定管理者の指定の取消し)

第19条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 管理の業務又は経理の状況に関する市長の指示に従わないとき。
- (2) 前条第1項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
- (3) 第21条各号に掲げる管理の基準を遵守しないとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

(指定管理者の公表)

第20条 市長は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

(管理の基準)

第21条 指定管理者は、次に掲げる基準により、プラザの管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な施設運営を行うこと。
 - (2) 使用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
 - (3) プラザの施設、設備、備品等の維持管理を適切に行うこと。
 - (4) 当該指定管理者が業務に関連して取得した使用者の個人に関する情報を適切に管理するために必要な措置を講ずること。
- (事業報告書の作成及び提出)

第22条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 管理経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要な事項

第5章 雑則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月29日いわき市条例第46号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年1月5日いわき市条例第10号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成15年12月26日いわき市条例第64号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年6月30日いわき市条例第46号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第4章の次に1章を加える改正規定(第19条から第22条までに係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前のいわき市健康・福祉プラザ条例の規定により市長がした処分その他の行為又は現に市長に対してされている申請その他の行為は、この条例による

改正後のいわき市健康・福祉プラザ条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年 3 月30日いわき市条例第14号）

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年12月26日いわき市条例第52号）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 4 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年 3 月25日いわき市条例第34号）

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 8 月12日いわき市条例第56号）

この条例は、平成29年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年12月28日いわき市条例第69号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- （1） 別表第 4 1 施設使用料の表備考第 2 項の改正規定 公布の日
- （2） 第 7 条第 1 項及び第 2 項第 2 号の改正規定並びに同号イを削り、同号ウを同号イとする改正規定 平成30年 1 月 1 日
- （3） 前 2 号に掲げる規定以外の規定 平成30年 4 月 1 日

附 則（平成30年12月27日いわき市条例第73号）

- 1 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。
- 2 温泉利用型健康増進施設の使用について、改正前の第 7 条第 1 項の規定により行ったこの条例の施行の日以後の使用に相当する利用料金の支払は、改正後の第10条第 1 項の規定により行った同日以後の使用に相当する使用料の納付とみなす。

附 則（平成31年 3 月29日いわき市条例第44号）

- 1 この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 4 の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年12月24日いわき市条例第72号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

区分	休館日
温泉利用型健康増進施設	月の第 3 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（別表第 3 において「休日」という。）に当たるときは、その翌日）
デイサービスセンター	（1） 日曜日 （2） 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

別表第 2（第 4 条関係）

区分			供用時間
温泉利用型健康増進施設			午前10時から午後 9 時30分まで
宿泊研修施設	宿泊室	宿泊	午後 3 時から翌日の午前10時まで
		休憩	午前10時から午後 5 時まで
	浴室		午前 9 時から午後 9 時まで
	大広間		
	ボランティア研修室		
	調理実習室		
デイサービスセンター			午前 8 時30分から午後 5 時まで

別表第 3（第 10 条関係）

区分			単位		使用料の限度額
温泉利用型健康増進施設			1 人	1 日	円 700
宿泊研修施設	宿泊室	宿泊	1 人	1 日	5,550
		休憩	1 室	1 回	3,140

備考

- 「1 日」とは、第 4 条で定める供用時間をいう。
- 「1 回」とは、3 時間以内をいう。
- 宿泊の日が次の各号に掲げる日に当たるときは、当該各号に定める額をその使用料の限度額に加算する。
 - 休日の前日及び土曜日（次号及び第 3 号に掲げる日を除く。） 1,500 円

(2) 4月29日から5月5日までの日 1,500円

(3) 7月20日から8月20日までの日及び12月31日から翌年の1月5日までの日 2,500円

4 休憩の利用時間が3時間を超過したときは、1時間につき、その使用料の限度額の20パーセントに相当する額を当該使用料の限度額に加算する。

別表第4（第10条関係）

1 施設使用料

区分		単位		使用料
浴室		1 人	1 回	円
	高齢者又は障害者			220
	大人			260
	小学生			110
大広間		1 人	1 日	
	高齢者又は障害者			520
	大人			1,050
	小学生			310
ボランティア研修室（１）		1 時間		1,890
ボランティア研修室（２）		1 時間		630
調理実習室		1 時間		840

備考

1 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

2 「障害者」とは、次に掲げる者で中学生以上のものをいう。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者

(2) 厚生労働大臣の定めるところにより交付を受けた療育手帳に知的障害がある者として記載されている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

3 「大人」とは、中学生以上の者で高齢者及び障害者以外のものをいう。

4 「1回」とは、2時間以内をいう。

5 「1日」とは、第4条で定める供用時間をいう。

6 大広間の使用には、浴室の使用を含む。

7 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間とする。

2 設備等使用料

種別	単位		使用料
			円
マイクrophon	1 基	1 回	110
オーバーヘッドカメラ	1 台	1 回	220
カセットテープデッキ	1 台	1 回	630
ビデオテープデッキ	1 台	1 回	1,260
パーソナルコンピュータ	1 台	1 回	2,100
持込電気機器	1 キロワットにつき		110

備考

1 「1回」とは、ボランティア研修室(1)の使用時間内における使用をいう。

2 持込電気機器に係る使用料の算定は、当該持込電気機器に表示する消費電力量に基づき行うものとし、消費電力量が1キロワット未満のときはこれを1キロワットとし、消費電力量に1キロワット未満の端数があるときはその端数を1キロワットとする。